

# 入札説明書

## 静電浄油機消耗品 一式

I	入札説明書	(頁)	1	～	3
II	提出書類等一覧表				4
III	入札書・委任状等		5	～	9
IV	入札参加資格確認票				10
V	入札に関する質問書				11
VI	誓約書				12
VII	契約書案		13	～	14

徳島県企業局

# I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び数量  
静電浄油機消耗品 一式
- (2) 調達する物品の規格等  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和8年9月30日（水） 午後3時
- (4) 納入場所  
徳島市新蔵町1丁目86番地 徳島県企業局総合管理推進センター  
那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局総合管理推進センター 川口庁舎

## 2 入札参加者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- (3) (2)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象になっていないこと。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所等について

徳島県ホームページよりダウンロードする。なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて通知するものとする。

## 4 問い合わせ等について

- (1) 問い合わせ先  
徳島市万代町1-1 徳島県庁8階  
徳島県企業局経営企画課 管財担当  
電話番号 088-621-3238  
ファクシミリ番号 088-621-2877  
電子メールアドレス keieikakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問い合わせについての受付期間  
令和8年6月19日（金）から令和8年7月1日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）  
問い合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。  
問い合わせの内容及び問い合わせに対する回答は、徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

## 5 入札手続等

### (1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ア 日時  
令和8年7月6日（月） 午前10時30分
- イ 場所  
徳島市万代町1-1 徳島県庁6階  
企業局会議室
- ウ 入札書の提出方法  
直接持参

### (2) 入札方法等

- ア 「静電浄油機消耗品 一式」の総価で行う。
- イ 入札書の作成、提出等  
入札書は所定の様式（Ⅲ 入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
  - (ア) 入札書には、入札金額、入札件名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
  - (イ) 文字は全て「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。
  - (ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。  
**金額の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。**  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。**
  - (エ) 「入札件名」は、物品の名称及び数量を明確に記載すること。ただし、特に指定した場合は数量の記載は要しない。
  - (オ) 入札参加者は、入札件名、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。  
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
  - (カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
    - a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
    - b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。
  - (キ) 入札参加者及びその代理人は、**提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。**
- ウ 再入札  
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。  
再入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。再入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。  
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができるものとする。  
再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

### (3) 入札の無効

- 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア)鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ)金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ)「入札件名」で物品の名称及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ)「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ)入札の年月日（日付）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないうでした入札

キ 郵便によりした入札

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### (4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

#### (5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 6 契約の締結について

### (1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

### (2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1-1 徳島県庁8階

所属名 徳島県企業局経営企画課 管財担当

### (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「**Ⅱ 提出書類等一覧表**」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求める場合があるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

## 8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

## II 提出書類等一覧表

### 1 入札時

(1) 入札書及び封筒 1 通

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

(3) 入札参加資格確認票 1 部

入札説明書「2 入札参加者に必要な資格」(1) 及び(4)の条件を満たす者であることを届け出る書面であること。

(4) 誓約書 1 部

徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていないことを確認するため、記名の上提出すること。

(他の入札等に際して既に徳島県企業局に提出済みの場合は省略可)

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

### 2 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

※入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

# 入 札 書

入札金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

入 札 件 名      静電浄油機消耗品 一式

入 札 保 証 金      免除

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和    年    月    日

住      所

氏      名

徳島県企業局長 殿

**本人が入札を行う場合**

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。  
(無い場合は無効)

入札金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇

入 札 件 名      静電浄油機消耗品 一式

入 札 保 証 金      免除

次の場合は無効  
・鉛筆書き  
・2度書き  
・極端にかすれているもの  
・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）  
・アラビア数字でないもの      など

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和8年7月6日

県に登録済みの住所・会社名を記入してください。

住 所      徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁株式会社

氏 名      代表取締役      徳島 太郎

県に登録済みの代表者役職・氏名を記入してください。

徳島県企業局長 殿

**代理人が入札を行う場合**

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。  
(無い場合は無効)

	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額	¥	○	○	○	○	○	○

次の場合は無効  
・鉛筆書き  
・2度書き  
・極端にかすれているもの  
・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）  
・アラビア数字でないもの など

入札件名 静電浄油機消耗品 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和8年7月6日

県に登録済みの住所・会社名・代表者役職・氏名を記入してください。

住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1  
徳島県庁株式会社

名 代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入  
(無い場合は無効)

代 理 人 住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

代理人の住所・氏名は委任状と同じ内容であること

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

## 委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、\_\_\_\_\_ を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『静電浄油機消耗品 一式』の入札に  
関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

委 任 状

徳島県企業局長 殿

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1  
徳島県庁株式会社  
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○  
氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎 を代理人とし、  
徳島県企業局が令和8年7月6日に執行する『静電浄油機消耗品 一式』の入札に関する一切  
の権限を委任します。

# 入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

1 物品名 静電浄油機消耗品 一式

現時点において、上記物品の入札説明書「2 入札参加者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。

# 入札に関する質問書

令和 年 月 日

物品名： 静電浄油機消耗品 一式

住所

氏名

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内容	

# 誓約書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札(指名競争入札)に参加するにあたり、次に該当しないことを誓います。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ)もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であること、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

○暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

1 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

2 有資格者等及びその役員が、暴力団員又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えられたと認められるとき。

3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

# 契 約 書 (案)

静電浄油機消耗品一式の購入について買受人 徳島県（以下「甲」という。）と納入者 ○○○（以下「乙」という。）との間において次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び目的となる物品）

第1条 売買の目的及び目的となる物品（以下「契約物件」という。）は、裏面記載のとおりとする。

（1）売買の目的 企業局総合管理推進センターで使用する静電浄油機消耗品の購入

（2）契約物件 裏面記載のとおり。

（契約物件代金）

第2条 契約物件代金は、金○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金○○円）とする。

2 前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約物件代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第4条 乙は契約成立後、裏面記載の指定期日までに、契約物件を裏面記載の指定場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引き渡す。

（危険負担）

第5条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（契約不適合責任）

第6条 契約物件について第4条の検査終了後1年以内に、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する物件に取り替えなければならない。

（履行の遅延）

第7条 甲は、乙の責めに帰する事由により契約物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めるときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。

(3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（代金の支払）

第9条 甲は、契約物件完納後の適法な支払請求書が支出命令権者に到着したときから30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 乙はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）第33条第4項に基づき、徳島県企業出納員が出納取扱金融機関に小切手発行通知を行った時点で生じるものとする。

（その他）

第11条 前各条によるほか、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）の定めるところによる。

（疑義等の決定）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

品名	規格	数量	単位	金額	付記
静電浄油機消耗品	仕様書のとおり	一	式	円	（うち消費税及び地方消費税の額） 円
納期	令和8年9月30日（水）		納入場所	仕様書のとおり	
(1) 運搬、搬入の経費を含む。 (2) 搬入の際には担当職員と十分に打合せをすること。 (3) 搬入の際には、施設・設備を破損しないよう十分注意して作業すること。 (4) 搬入の際に発生したごみ、不用物は業者が持ち帰ること。					

令和 年 月 日

甲 徳島県  
徳島県企業局長 勝間 基彦

乙 ○○○